

第3章 消防用設備等の設置単位

第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

政令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）等の取扱い及び給排水管等として用いられる鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）が令8区画等を貫通する場合に開口部がないものとみなすことができる施工方法等については、省令第5条の2及び第5条の3並びに防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年3月29日消防庁告示第7号）、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（令和6年3月29日消防予第155号）（以下「155号通知」という。）、令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（平成19年10月5日消防予第344号）（以下「344号通知」という。）によるほか、次による。

1 令8区画の構造

- (1) 省令第5条の2第1号に規定する「構造」の例は次による。（第2-1表参照）

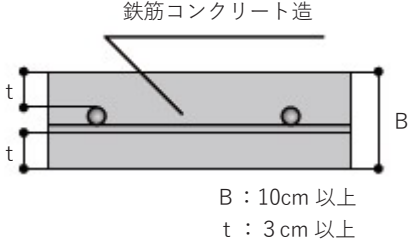
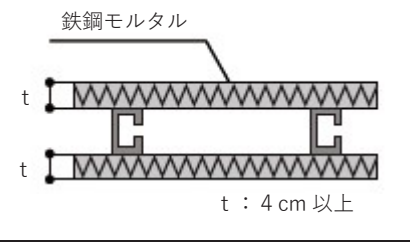
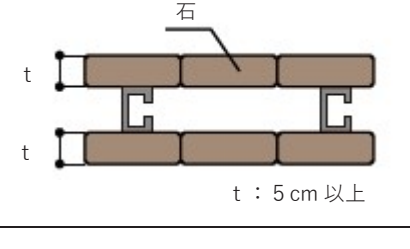
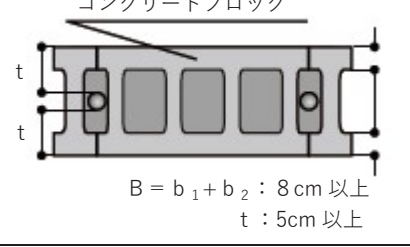
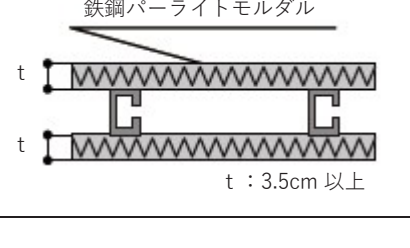
同号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱う。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

第3章 消防用設備等の設置単位

第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

第2-1表

部分	構 造	被覆材料
壁	 B : 10cm 以上 t : 3 cm 以上	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが3 cm未満のものを除く。）で厚さが10 cm以上のもの
	 t : 4 cm 以上	軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが4 cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）
	 t : 5 cm 以上	軸組を鉄骨造とし、その両面を厚さが5 cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
	 B = $b_1 + b_2$: 8 cm 以上 t : 5cm 以上	鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造で、肉厚及び仕上材料の厚さの合計が8 cm以上であり、かつ、鉄材に対するコンクリートブロック、れんが又は石のかぶり厚さが5 cm 以上のもの
	 t : 3.5cm 以上	軸組を鉄骨造とし、その両面を塗厚さが3.5 cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの（塗下地が不燃材料で造られていないものを除く。）

- (2) 省令第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50 cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50 cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50 cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50 cm以上突き出していること。（第2-1図参照）

なお、この基準を満たすことができない場合は、当該外壁又は屋根に（面積の大小に関わらず）通気口、換気口を、令8区画を介して接する相互の距離が90 cm未満となる位置に設けることはできない。

- (3) 省令第5条の2第3号ただし書きの規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を、耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分を耐火構造とすること。（第2-2-1図）なお、同号ただし書き口の例は、第2-2-2図のとおり。

第3章 消防用設備等の設置単位

第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

また、当該外壁又は屋根に求められる耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すること。

- (4) 省令第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができない。

2 令8区画を貫通する配管及び貫通部

- (1) 省令第5条の2第4号イに規定する「配管の用途」について、令8区画適用の可否は、**第2-2表**のとおり。したがって、貫通が認められるのは、給排水管のみであり、電気配線及びガス管等、他の用途の配管、配線の貫通は認められない。

第2-2表

設備種別等	令8区画適用の可否	
	認められる	認められない
空調設備	鋼管又は鋳鉄管(以下この項において『鋼管等』という。)を用いる冷水配管又は温水配管	換気、暖房又は冷房設備の風道(ダンパー付きを含む。)
ダウトシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの		すべて
給排水管(付属する通気管を含む。)	鋼管等	左記以外の配管 (例) 塩化ビニル管 陶管
配電管又は電気配線		すべて
ガス配管		すべて

- (2) 省令第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次による。（**第2-3図**参照）
- ア 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができる。
（排水管に付属する通気管は、口径が小さいこと、排水管には不可欠なものであるため、令8区画の貫通を認めてよい。）
- イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、省令第5条の2第4号ただし書きに規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができる。
（鋼管を給水管として令8区画を貫通させる場合、例えば、省令第5条の2第4号ロに規定する「配管の呼び径（外径）は、200mm以下であること」など、これらの基準に適合していなければ、貫通を認めてはならない。）
- (3) 省令第5条の2第4号二に規定する貫通部相互間の距離（離隔距離）の例は、**第2-4図**のとおり。
- (4) 344号通知別添1に規定する「貫通部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。」の例は、**第2-5図**のとおり。
- (5) 344号通知別添3(2)に規定する「ロックウールによる方法」の例は、**第2-6図**のとおり。
- (6) 344号通知別添4に規定する「可燃物への着火防止措置」の例は、**第2-7図**のとおり。

3 換気、暖房又は冷房設備の風道、配電管又はガス配管等が、令8区画を貫通しない場合の取扱い

次に掲げる場合（いずれも令8区画を貫通しない場合）は、当該貫通を認めて差し支えない。

- (1) 地中埋設の場合（**第2-8図**参照）

第3章 消防用設備等の設置単位

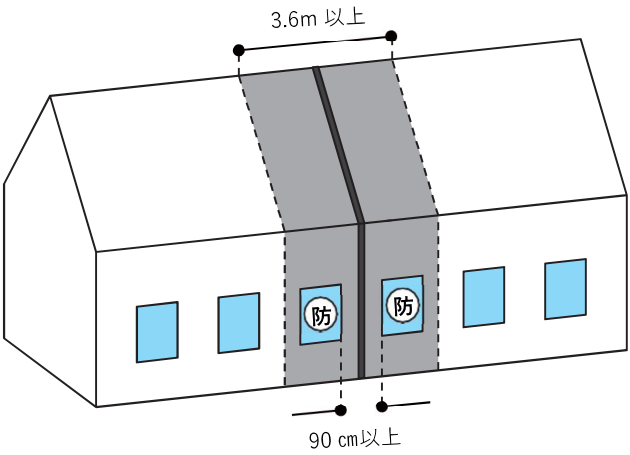
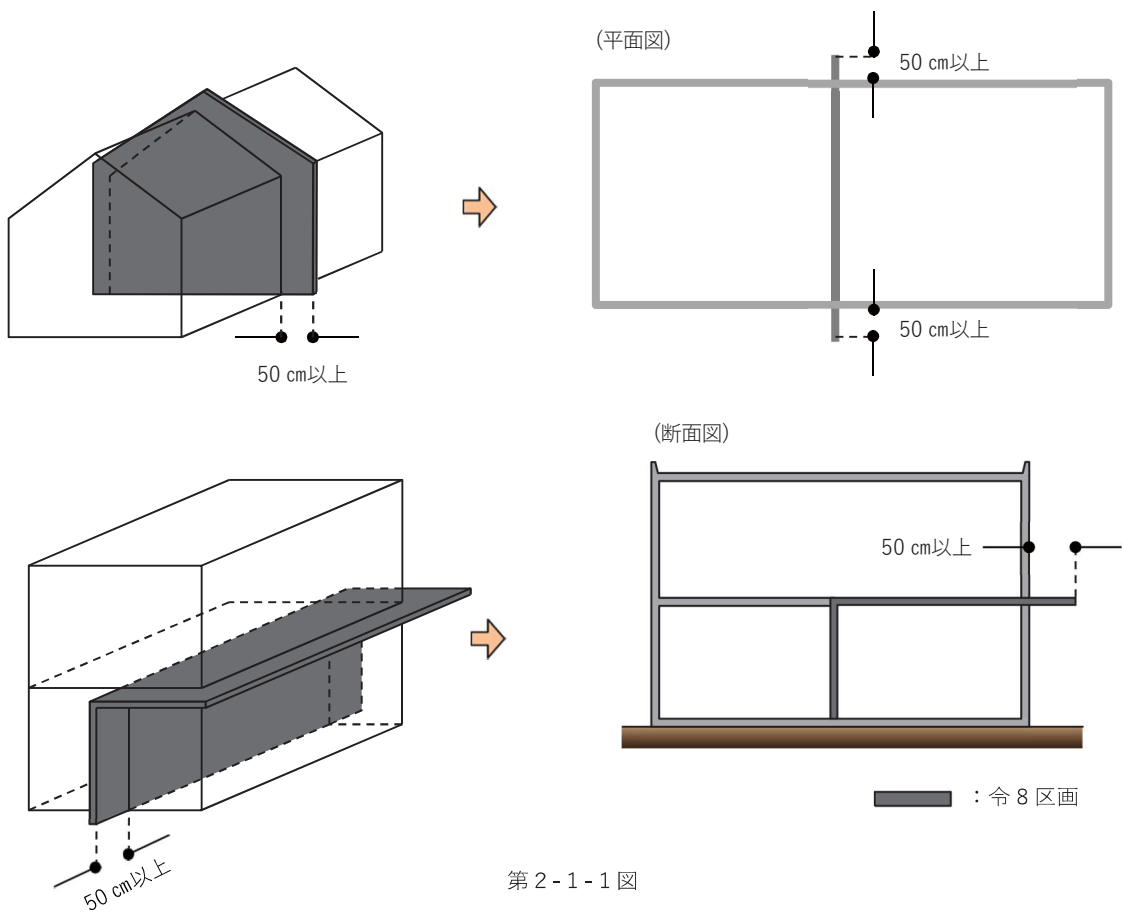
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

- (2) 屋外配管の場合（第2-9図参照）
- (3) 専用耐火パイプシャフトを設けた場合（第2-10図参照）
- (4) 専用パイプシャフトを設けた場合（第2-11図参照）

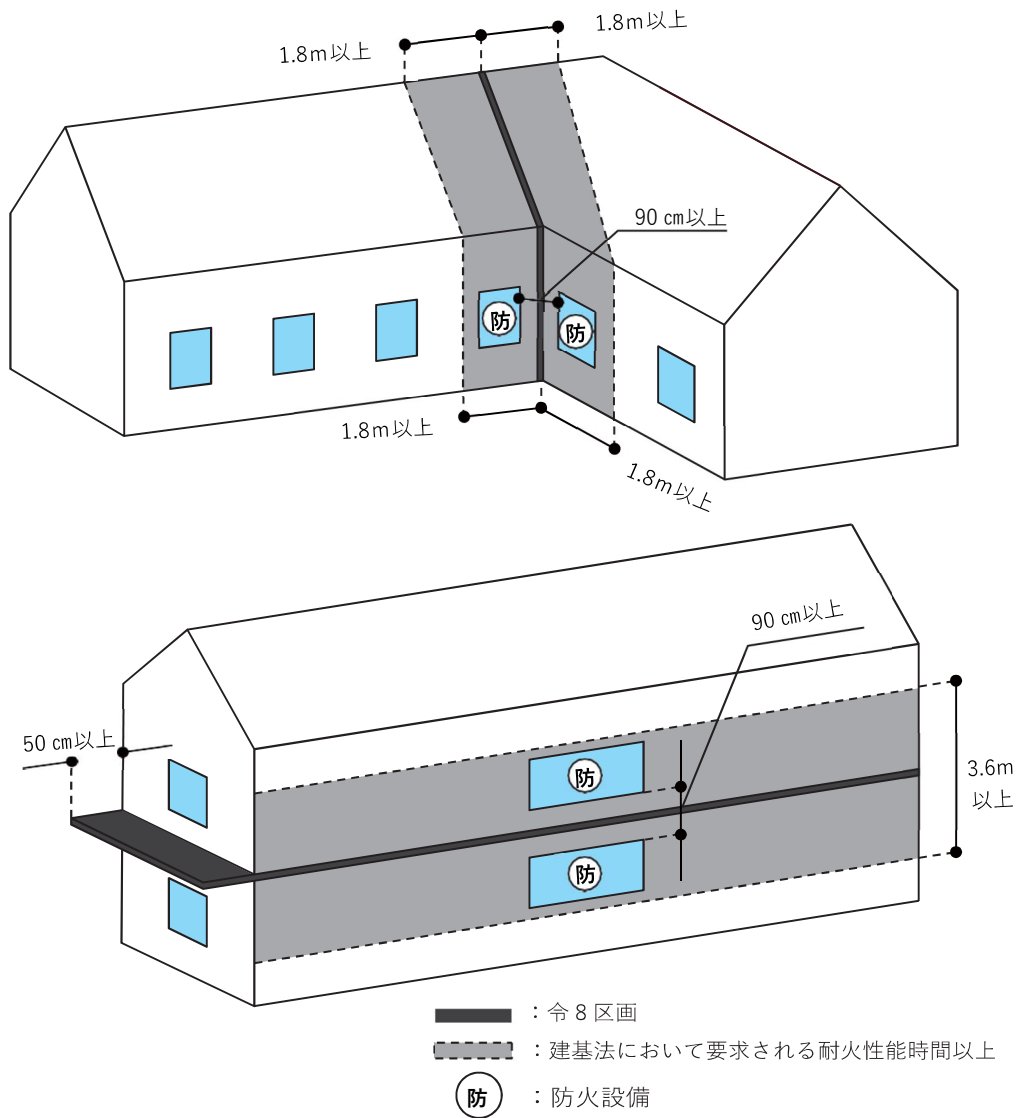
4 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の取扱い

- (1) 令8区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置する。（第2-12図参照）
政令第8条は、防火対象物（構造別を問わない。）の部分で、当該部分が開口部のない耐火構造の床又は壁で他の部分と区画されているときは、当該部分で出火しても他の部分に火災が延焼し、又は他の部分で出火しても当該部分に延焼する危険性が少ないので、当該部分を他の部分と切り離して考え、別個の独立した防火対象物とみなして消防用設備等の技術上の基準を適用する。
- (2) 床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定は、下の部分の階数を算入する。（第2-13図参照）
- (3) 令8区画されている階に、階単位の規制（例えば、政令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱う。（第2-14図参照）
- (4) 第2-15図のように、屋上に7階を増築する場合、屋外階段が6階以下の階と耐火構造の壁で区画されていれば令8区画が形成されているものとみなすが、当該階段が6階以下の階で使用されていれば、令8区画には該当しない。なお、令8区画の規定による消防用設備等の設置単位は、当該防火区画された部分ごととされ、当該防火区画相互に往来が出来ないことも必要条件となる。

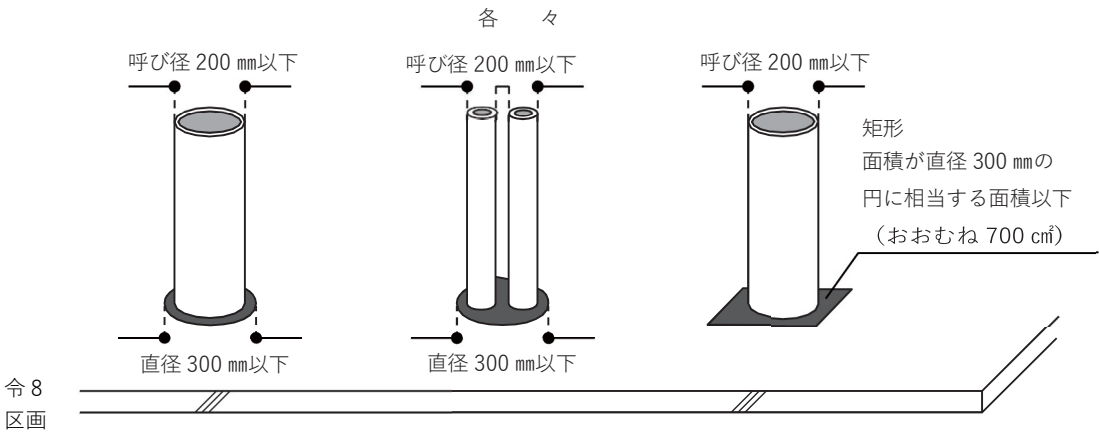
第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い



第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

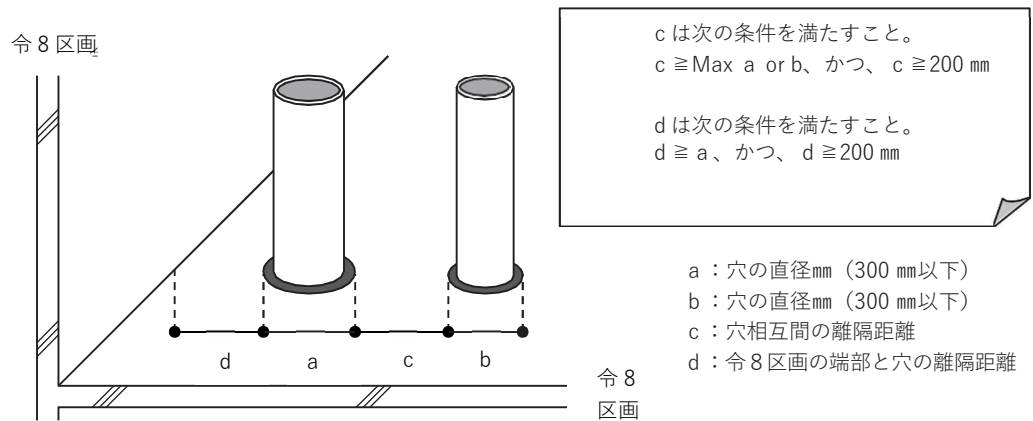


第2-2-2図

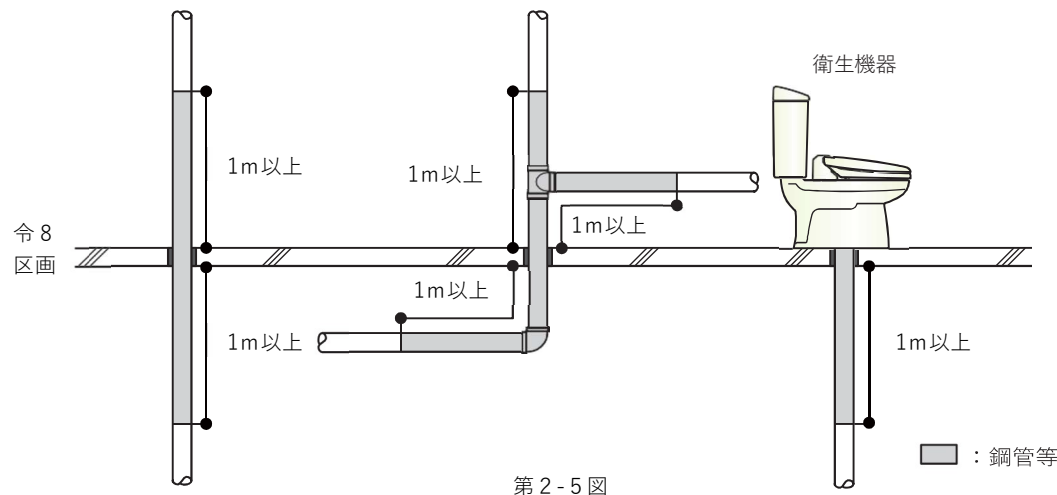


第2-3図

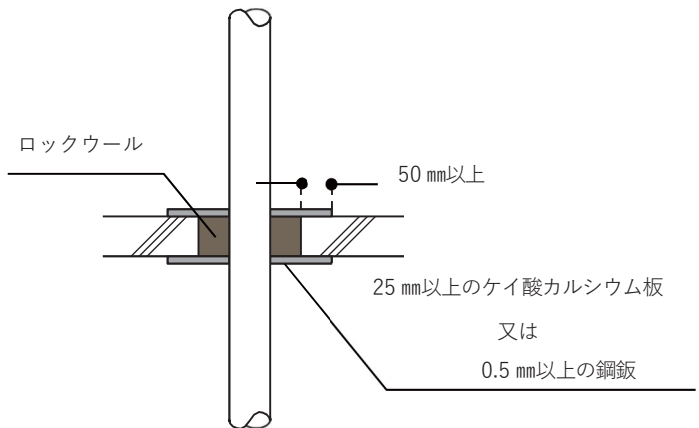
第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い



第2-4図

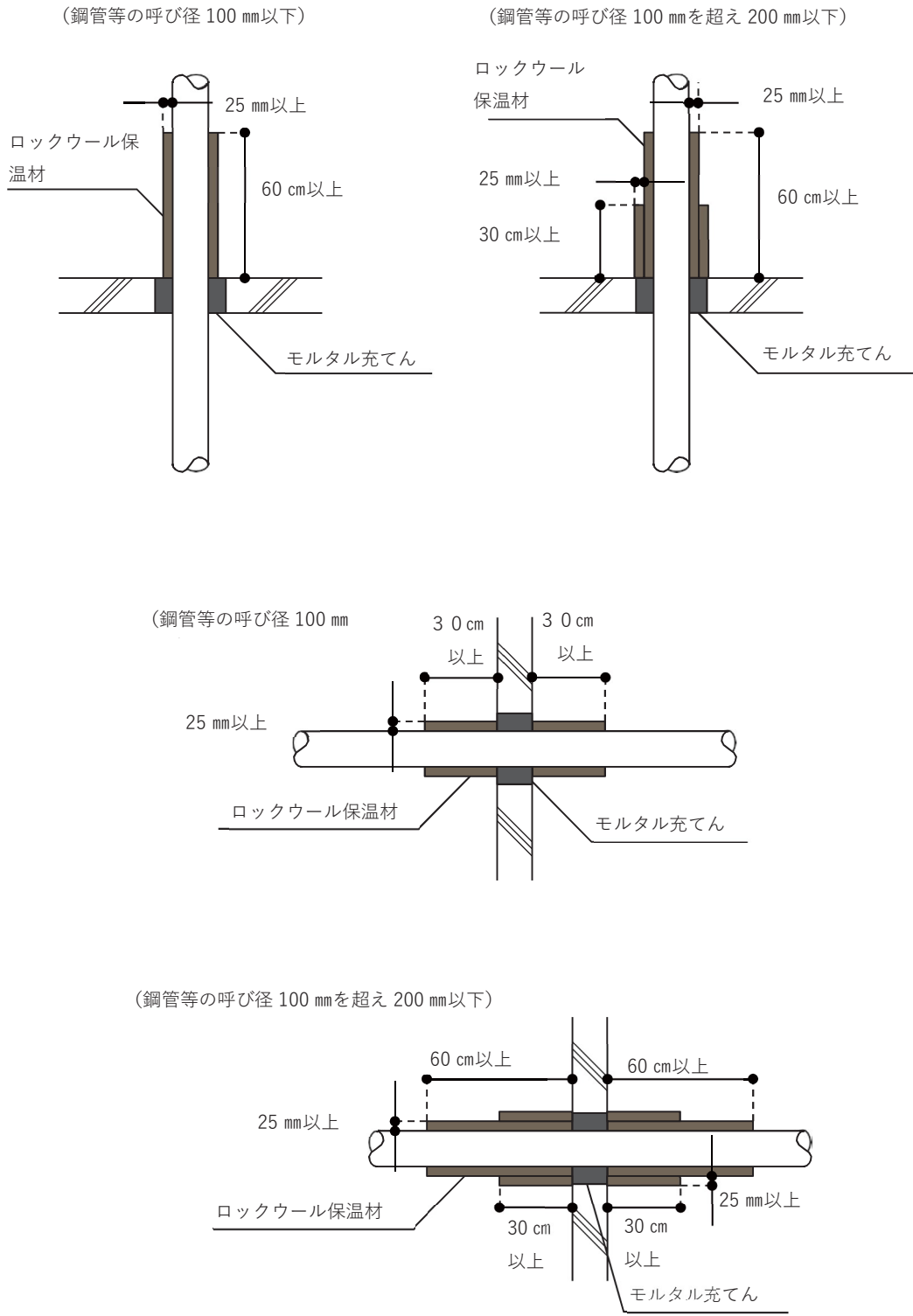


第2-5図



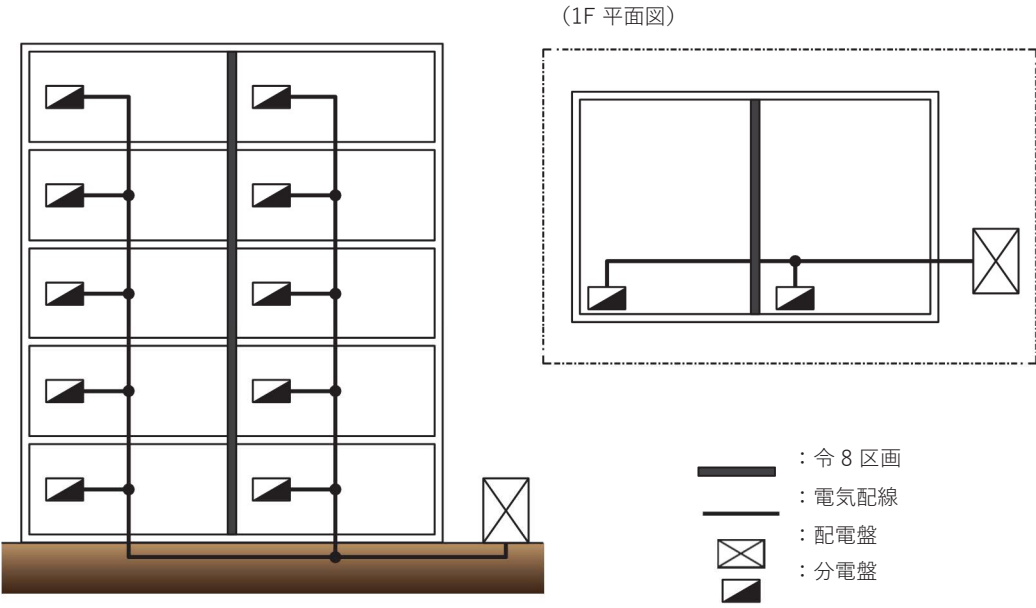
第2-6図

第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

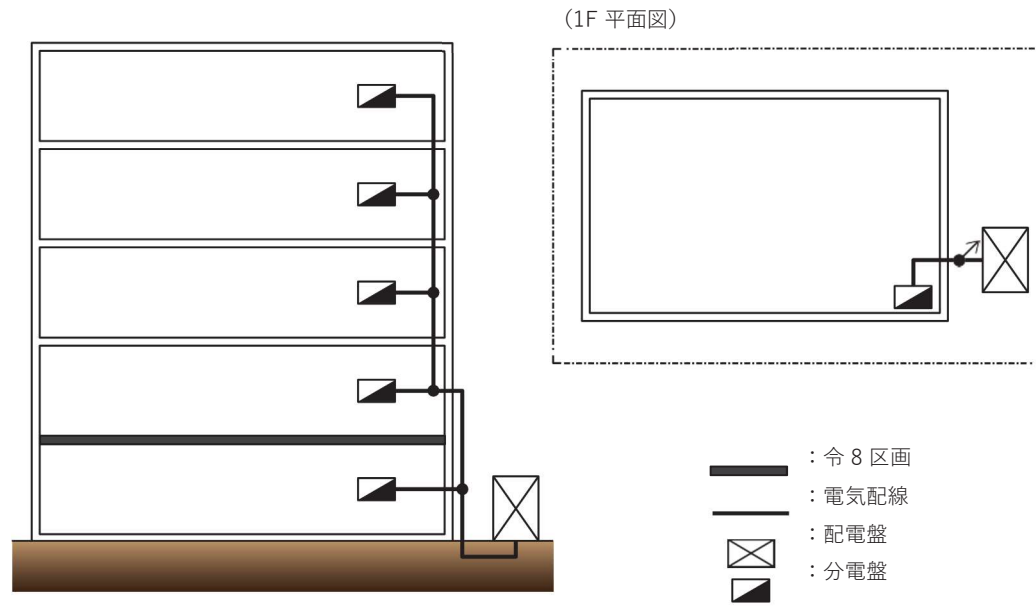


第2-7図

第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

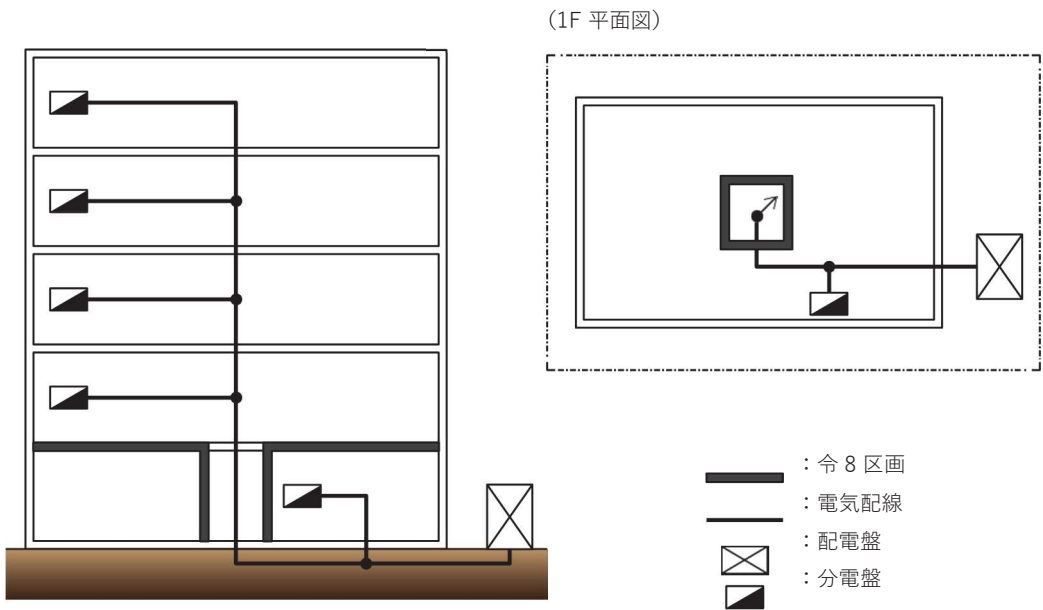


第2-8図

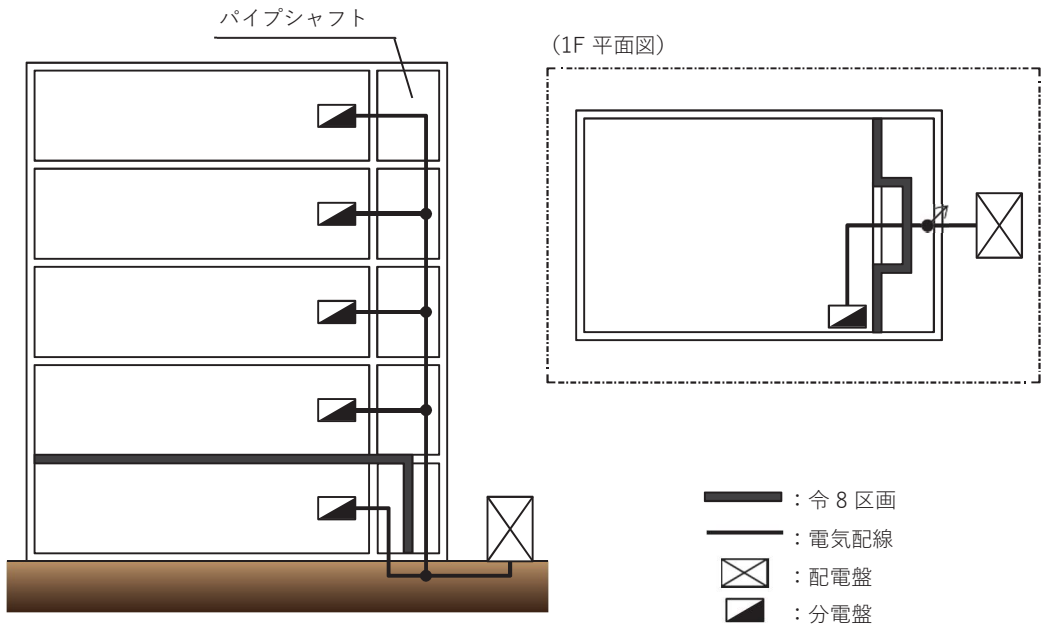


第2-9図

第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い

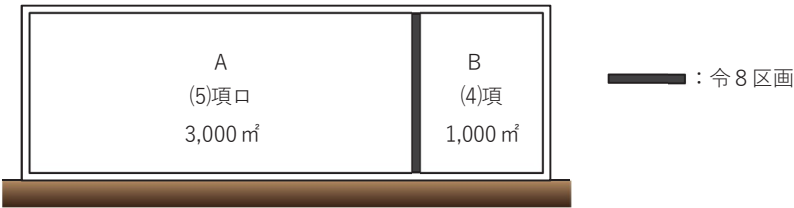


第2-10 図



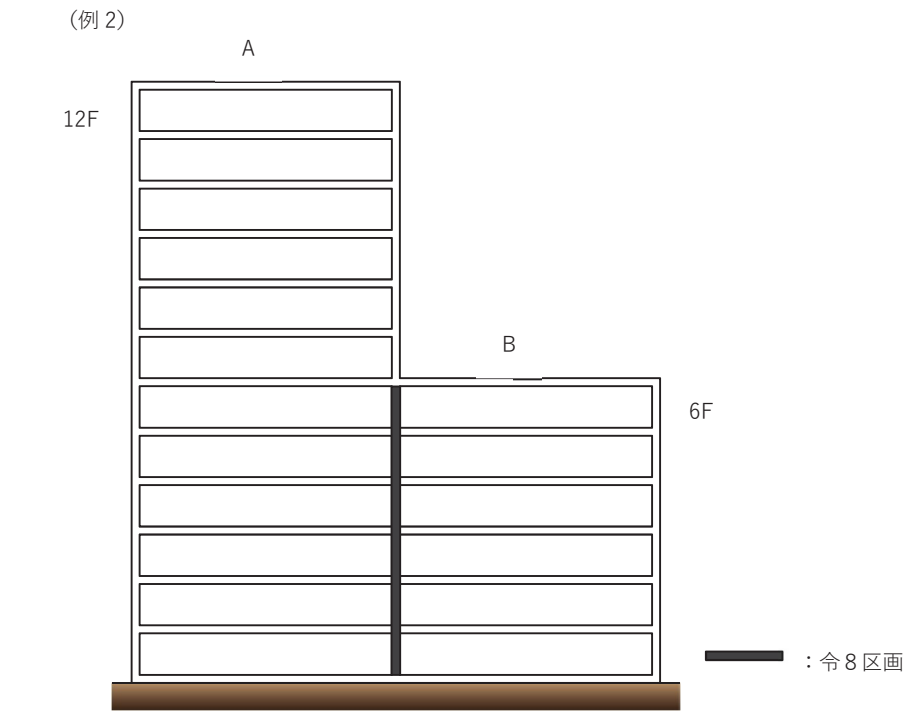
第2-11 図

(例1) (全体としては(16)項イ 4,000 m²)



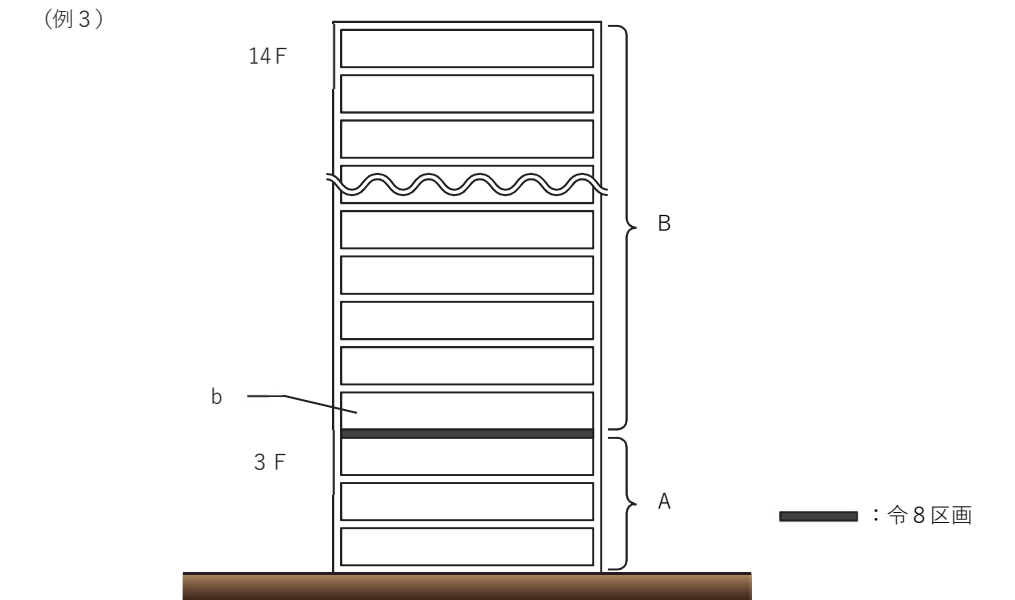
A→延面積 3,000 m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B→延面積 1,000 m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い



A → 階数 12 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B → 階数 6 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

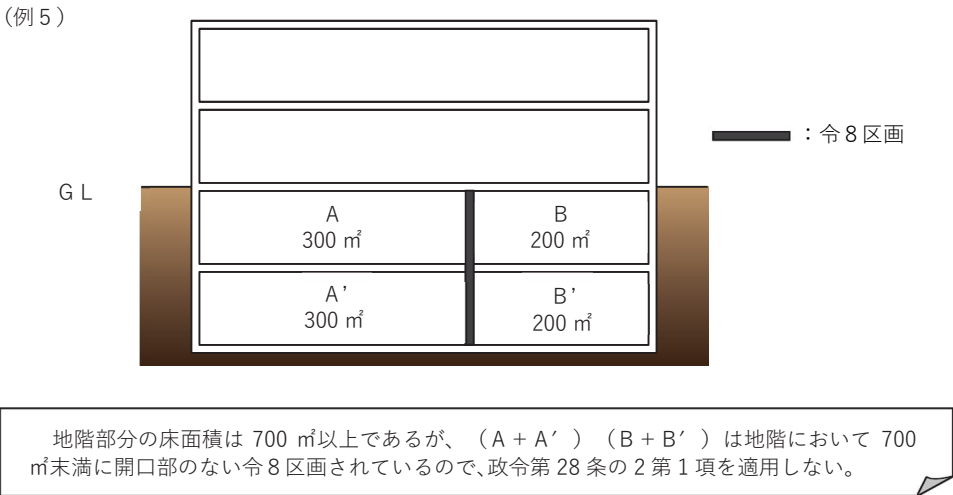
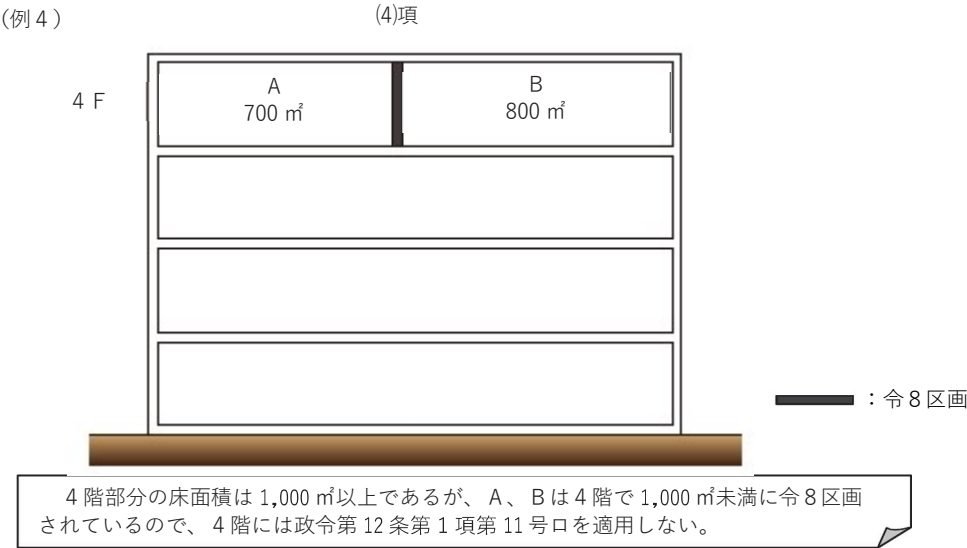
第 2-12 図



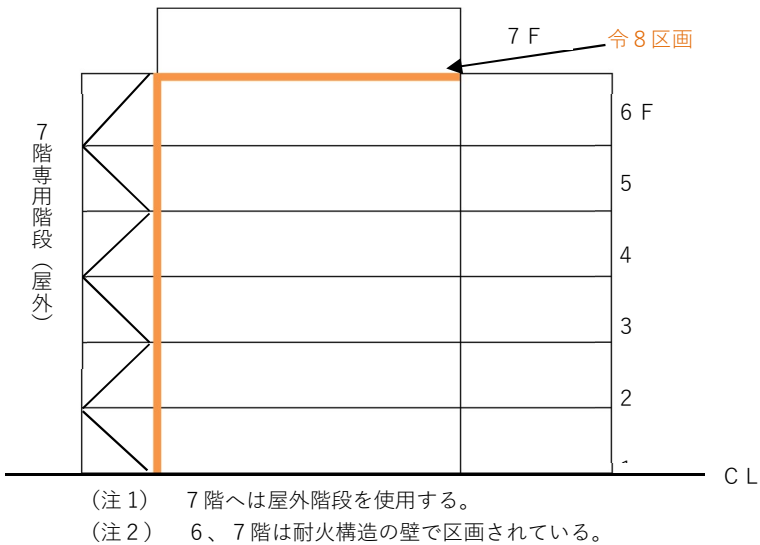
A → 階数 3 の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
B → 階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

第 2-13 図

第3章 消防用設備等の設置単位
第2 政令第8条に規定する区画等の取り扱い



第2-14図



第2-15図